

令和8年度 立川市立立川第二中学校 学校経営計画

令和8年4月1日
校長 比留間 誠

立川市の将来像
にぎわいとやすらぎの交流都市 立川

法令・学習指導要領

立川市教育委員会 教育目標

立川市の目指す子どもの姿

- 「知」「徳」「体」の調和のとれた力を備えた子ども
- 生涯にわたって自己を高めようと努力する子ども
- まちを知り、まちに愛着をもち、まちのよさを受け継ぐ子ども
- まちや社会と主体的に関わり、貢献しようとする子ども

立川市の9つの基本施策

- 学力の向上
- 豊かな心を育むための教育の推進
- 体力の向上と健康づくりの促進
- 特別支援教育の推進
- ネットワーク型の学校経営システムの拡充
- 教育環境の充実
- 幼保小中連携の推進
- 児童・生徒の安全・安心の確保
- 学校運営の充実

立川第二中学校 教育目標

社会の変化に主体的に対応できる豊かな心を持ち、
たくましく生きる人間を目指して、

- 進んで学ぼう
- ◎ 思いやりの心を持とう <令和8年度重点目標>
- 理想の実現につとめよう

【教育基本法 第2条第1号】

幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。(知・徳・体のバランス)

【学校教育法 第30条第2項】

- ①基礎的な知識・技能の習得
- ②思考力・判断力・表現力その他の能力の育成
- ③主体的に学習に取り組む態度の育成

学校経営の基本方針

目指す学校像

- 生徒にとって安心のできるあたたかな環境の下、一人一人が輝く学校
- 生徒、保護者、地域から信頼され、地域に誇れる学校
- 生徒・教職員ともに互いに高めあい成長を続ける学校

目指す生徒像

- 他者のために力を尽くすことを惜しまず、感謝の気持ちを大切にできる生徒
- 何事にも挑戦しようとする前向きな姿勢をもち、主体的に学ぶ生徒
- 自らの生き方への理想をもち、実現に向けての努力を続けることのできる生徒

目指す教職員像

- 生徒の健やかな成長に向けて、愛情をもって生徒と接することのできる教職員
- 生徒の主体的な学びを引き出すために、常に学び、創意工夫を実践する教職員
- 地域や関係諸機関との連携や協働に積極的に取り組み、地域資源を教育に活かす教職員

中長期的な目標

(1) 自らの生き方に主体的に関わることのできる生徒の育成

- ア 課題意識をもって授業に取り組み、豊かな人生を歩むために必要な確かな学力を身に付け、課題解決に向けて知識や経験を活用できる生徒を育成する。
- イ 探求的な学習により、自らの適性や関心、価値観と向き合い、よりよい社会の実現に向けて主体的に考え行動しようとする生徒を育成する。

(2) よりよい人間関係の構築

- ア 自己の心身を大切にすると同時に、他者の存在を受け入れ多様性を認め合うことのできる寛容で豊かな心や態度を養わせる。
- イ 教科指導や特別活動等、教育活動全般を通して、対話・協働・発表など生徒が主体的に活動する場面をつくり、コミュニケーション能力を高めさせる。

(3) 地域との連携を大切にした地域に根差した教育の充実

- ア コミュニティ・スクール制度の活用により、学校と地域の双方向の関係を深め、特色のある教育活動の充実を図る。
- イ 立川市民科の授業を中心に、市民としての役割や地域社会への参画意識を育む活動を展開し、生徒の社会的視野を広げさせる。

今年度の主な教育活動の目標と方策

(1) 豊かな心の育成

- ア 道徳教育の充実により確かな人権感覚を身に付ける。
- イ 互いに高めあえる望ましい人間関係を構築する。
- ウ いじめや暴力を許さない毅然とした態度を身に付けさせ、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。
- エ 個に応じた支援や指導を組織的、継続的に行う。
- オ 校内委員会や不登校対応巡回教員等の活用により、不登校生徒一人一人に応じた支援の充実を図る。
- カ 「自己肯定感」「自己有用感」「自己効力感」を大切にし、個性が尊重される安心で安全な学校環境を構築する。

(2) 確かな学力の育成

- ア 「ねらい」や「流れ」の明示と、「振り返り」の時間を確保し、知識や技能の習得につなげる。
- イ 主体的に学習に向かう力を身に付けさせる。
- ウ 指導方法の工夫・改善に継続的に取り組む。
- エ ICTの活用や学習環境のUD化により、生徒一人一人の学びの充実を図る。
- オ 校内研究や研修への参加により、指導力の向上を図る。
- カ 生徒や保護者から信頼される指導を行う。
- キ 自学自習の学習習慣を身に付けるための場を提供する。

(3) 健康で安全な生活

- ア 自らの健康についての意識を高め、生涯にわたって健康を維持する姿勢やスポーツに親しむ態度を育む。
- イ 生徒の安全への意識を高めるとともに、トラブルへの対応や未然防止のための対応について身に付けさせる。
- ウ 支援する、傾聴する、寄り添う指導を基本とし、誤った行動に対しては毅然とした態度で指導する。
- エ 生徒の安全のために全教職員が適切に対応する。
- オ 関係諸機関と連携した対応を進め、各種問題への早期対応や支援体制の充実を図る。

(4) 地域との連携

- ア 学校運営協議会と連携し、地域の特色や本校の強みを活かした学校経営の充実を図る。
- イ 地域学校コーディネーターの支援により、地域に根差した教育の充実を進める。
- ウ 小学校との連携を深め、義務教育9年間を見通した指導の充実を図る。
- エ PTAや保護者との連携を深め、学校と家庭が同じ方向を向いて生徒の育成に努める。
- オ 積極的に情報を発信し、本校の取組への理解を深める。

教職員の資質・能力の向上への取組

- (1) 服務規律の徹底 … 教職員一人一人が教育公務員としての自覚をもち、服務事故を絶対に起こさない。また、社会人としてふさわしい言葉遣いや態度、接遇を常に心がける。
- (2) 研修の奨励 … 研修と修養に努め、教育公務員としての職責を遂行する。校内研究や立中教研の取組に加えて、校外での研修に積極的に参加し、教員としてのスキルアップに継続して取り組む。
- (3) 計画的な人材育成 … 主幹教諭や主任教諭を中心とした校内組織体制の充実を図り、OJTによる人材育成に努める。ミドルリーダーの育成により、人事異動による影響を最小限とした安定した学校運営につなげる。
- (4) 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現 … ICTの活用による業務の効率化や、業務の精選により教職員の在校時間の縮減を進める。メリハリをつけた働き方を心掛けることで、日々の職務への意欲向上につなげる。